

平成29年度 社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

現在、日本経済は緩やかな景気回復の傾向にあるものの、他方では経済格差が広がり、生活困窮者の増加や子どもの貧困が顕在化しています。また、少子高齢化の進行と人口減少社会を迎え、家族形態の変容や近隣者間の希薄化などによる社会的孤立、虐待等権利擁護の問題など、地域における福祉課題・生活課題は複雑・多様化しています。

このような社会情勢の変化のなか、国では、ニッポン一億総活躍プランで示された地域共生社会の実現に向け、すべての住民を包括的に支援する体制づくりとともに、平成30年度に向けて生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しが進められています。いずれも、地域が持つ力と公的な支援体制の協働が必要とされるもので、社会福祉協議会には、これまで培ってきたネットワークを最大限に活かして、地域住民や福祉関係者とともに連携のとれた地域づくりを進めていくことが求められています。また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人にはこれまで以上に地域社会に貢献していくことが求められるなか、社会福祉協議会も一つの社会福祉法人として、これに対応しながら、他の社会福祉法人が取り組む地域公益活動を支援する役割も期待されています。

私たち橿原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民一人ひとりが抱える課題を受け止め、支援につなげる役割を果たすとともに、地域に関わる課題に対しては、社協の特性と実績を活かして、幅広い関係者の協働の場をつくり、解決に向けた取組を推進していきます。そして、橿原市第3期地域福祉推進計画に掲げた理念である「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を目指して、事業を進めていきます。

II 重点活動

社協の活動に当たっては、行政や各小学校区の地域福祉推進委員会、福祉関係団体等との協働によるネットワークづくりを基本としながら、必要なところに心の行き届いた見守り活動をはじめとする地域福祉活動を一層推進するとともに、福祉や防災に重点を置いたボランティア活動の支援に力を注ぎ、必要なボランティアが確保できるよう、その養成と組織化に取り組めます。また、福祉サービスの利用援助を一層推し進めるとともに、生活困窮者等への生活支援に加えて、総合的な相談支援機能の向上を図ることにより、安定した暮らしと自立を支援するためのセーフティネット機能の強化に努めます。

また、在宅福祉サービスにおいては、利用者の身体機能の維持・改善を図るとともに、利用者の生活の更なる向上を目指し、引き続き、質の高いサービスの提供に努めます。そして、サービスの提供を通じて、現場視点での住民の生活課題の把握に努め、地域福祉との連携を図ることで社協に与えられた使命を果たせる事業所運営を展開します。

さらに、地域包括支援センターにおいては、高齢者の総合相談窓口として小学校区と中学校区に設置したランチ「かしはら街の介護相談室」の活用を一層推進し、地域包括ケアシステムの実現を目指します。そのためには、地域ケア会議の機能を活用し、医療・介護・福祉などの専門機関や、地域住民や自治会、民生委員等の方々との連携の強化に努めます。また、認知症高齢者等が増加している現状に対し、専門相談や医療との連携を一層強化するとともに、認知症高齢者本人とその家族が安心できる地域での支援体制の整備に努めます。

最後に、法人運営においては、社会福祉法人制度改革において求められる事業運営の透明性の確保や、経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化に努めるとともに、奈良県社会福祉協議会が推進する奈良県社会福祉法人共同事業「まほろば幸いネット」の枠組みを活用し、奈良県内の社会福祉法人との連携や、その地域公益活動を支援していきます。また、職員の人材育成を一層推進するとともに、限られた人員体制においても、基本計画と発展・強化アクションプログラムにおいて定めたそれぞれの行動目標の達成を目指していきます。

平成29年度の社協は、次の重点項目を柱として、積極的に事業展開していきます。

【重点項目】

- 1 心豊かな地域づくりを推進します
- 2 安心と自立を支援します
- 3 質の高い福祉サービスを提供します
- 4 地域をサポートするボランティアを養成します
- 5 福祉のまちづくりのため社協の基盤を強化します

Ⅲ 事業実施計画

1. 心豊かな地域づくりを推進します

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
(1) 地域住民が自ら実施する活動を支援します		
(地域福祉活動支援事業) 1. 市地域福祉推進連絡協議会との連携 2. 地域福祉推進委員会との協働・活動支援【重点】 3. 物品の貸出	市内16小学校区の地域福祉推進委員会等で組織する市地域福祉推進連絡協議会との連携により、校区間の情報の共有化を図り、地域福祉ネットワークを構築する。【100千円】 ① 地域福祉推進委員会の活動が、樺原市における地域福祉の充実に寄与していることから、同委員会の運営及び活動に対し助成し、支援する。【5,744千円】 ② 各校区における地域福祉活動の更なる定着化・活性化を図るため、地域福祉行動計画(アクションプログラム)の中間ヒアリングを行う。 ① 社協会員が行う地域福祉やボランティア活動等に対し、社協の物品を貸し出すことにより、その活動を支援するとともに、物品の有効活用を図る。 ② 市内在住の方や市内を活動範囲とする団体等を対象に、一時的な車椅子の貸出しを行う。	随時 随時 随時 随時 随時
(2) 住民参加型活動を推進します		
(見守り活動支援事業) 1. 見守り活動への支援 (ふれあいサロン事業) 1. ふれあいサロンの実施・支援	行政や各種団体が実施する見守り活動の情報を把握し、社協が進める高齢者見守り活動の充実に図る。 ① 見守り活動支援事業 住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、民生委員やボランティアの協力を得て、ひとり暮らし高齢者等の見守りや安否確認等を目的とした地域の見守り活動を支援する。【1,900千円】 ② ふれあい電話訪問サービス事業 高齢者世帯等に対し、ふれあい(話し相手や見守り等)のため、ボランティアによる電話訪問を行う。【235千円】 住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、65歳以上の方を対象に、地区公民館等において体操や手芸などの活動を行い、閉じこもりや心身機能の低下、要介護状態等への進行を予防する。【8,105千円】 (現在11ヶ所で実施。新規1ヶ所開設)	随時 毎週火・金曜日 実施地域において毎月1回以上開催

(3) 地域包括ケアシステムを推進します		
地域包括ケアシステムの推進【重点】	<p>① 高齢者が医療や介護を必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの実現を目指す。</p> <p>② 地域包括ケアシステムの実現のため、地域ケア会議を活用する。</p> <p>1) ケアマネジャーや地域住民等から報告される個別の支援困難事案の解決に向けた検討や、地域の支援体制の構築を目的に、個別レベル地域ケア会議を開催する。</p> <p>2) 個別レベル地域ケア会議やその他の個別課題の検討を通じて明らかになった中学校区の現状や課題を、地域住民と共有し、解決に向けた検討を目的に、日常生活圏域レベル地域ケア会議を開催する。</p> <p>ア. 生活支援地域ケア会議 イ. 在宅医療・介護連携地域ケア会議</p> <p>③ 高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を推進するため、地域住民や介護事業者、医療機関等の関係団体と連携し、高齢者支援のためのネットワークの構築を目指す。</p> <p>④ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進と、提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターを配置する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
(4) 共同募金・歳末たすけあい運動を推進します		
(共同募金配分金事業)		
1. 共同募金活動への協力	地域福祉・在宅福祉の推進、ボランティア活動の振興を、計画的に展開するための主要な財源である共同募金配分金の安定した確保のため、共同募金運動を積極的に推進し、その活動に協力する。	平成29年10月～平成30年3月
2. 歳末見舞等の実施	<p>① 歳末たすけあい募金の一部を見舞金として、歳末に市内の福祉施設を訪問する。 (高齢者施設 13ヶ所、障がい者施設 6ヶ所) 【970千円】</p> <p>② 子ども総合支援センターや子育て支援センター等へのクリスマス訪問を行い、児童との交流を図る。【110千円】</p>	<p>平成29年12月</p> <p>平成29年12月</p>

2. 安心と自立を支援します

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
(1) 福祉総合相談を充実します		
(心配ごと相談事業) 1. 心配ごと相談所の運営	日常生活を営むうえで生じる心配ごとや悩みについての相談に応じ、適切な助言・援助を行うことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。【1,328千円】	火曜日 9:00～正午 木・金曜日 13:00～16:00
2. 福祉総合相談の充実	日常の業務を通じ、福祉に関する様々な相談を受け、情報提供を行う。また、どこに相談してよいのか分からない相談に対しても、適切な対応や情報提供ができるよう努める。	随時
(2) 生活支援を充実します		
(日常生活自立支援事業) 1. 日常生活自立支援事業の実施	① 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の相談、金銭管理などの援助を行うことで、地域で安心して生活ができるよう支援する。 【1,479千円】 ② 権利擁護に関する総合的な支援を行うための体制整備として、権利擁護センター（仮称）の立ち上げに向け、検討・協議を進める。	随時 随時
(生活福祉資金貸付事業) 1. 生活福祉資金の相談・貸付	① 低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図ることを目的に、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び臨時特例つなぎ資金）の相談や貸付を行う。【3,766千円】 ② 生活困窮者自立支援制度の相談機関と連携し、一体的な相談・支援を継続して行う。	随時 随時
2. 奈良県フードレスキュー事業の実施	生活に窮迫した相談者に対して、寄り添い、安心・安定した生活に向けた相談支援活動に繋がっていきけるよう、一時的に食料品の提供を行う。	随時
(家族介護者交流事業) 1. 家族介護者のリフレッシュサロンの開催	高齢者等を在宅で介護している家族の日頃の不安や困ったことの解消となるよう、家族介護者の会が中心となり、介護者同士の交流や相談等を行う。【20千円】	毎月第2金曜日 13:30～15:30

<p>2. 家族介護者のつどいバスツアーの実施</p>	<p>介護者同士の交流を図るとともに、日頃の介護による疲れを癒し、心身のリフレッシュを図ることで、また新たな気持ちで介護に向き合えるよう、日帰りバスツアーを実施する。【320 千円】</p>	<p>年 2 回実施 平成 29 年 10 月 平成 30 年 3 月</p>
<p>(3) 認知症対策の充実を図ります</p>		
<p>(包括的支援事業)</p>		
<p>1. 認知症高齢者等への支援</p>	<p>① 認知症地域支援推進員による専門相談 認知症の方やその家族を支援するための相談対応を行う。また、医療や介護などの必要なサービスが利用できるよう認知症疾患医療センターの受診や関係機関との連絡調整などの支援を行う。【3,617 千円】</p> <p>② 認知症初期集中支援チームの設置 認知症の早期診断・早期対応を促進するため、医療・保健・福祉の複数の専門職で構成する。認知症を疑われる方や、認知症の方とその家族を訪問し、専門医を含むチーム員会議において支援方針を検討する。また、医療や介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの初期のサポートを集中的に行う。</p> <p>③ 認知症カフェ「オレンジカフェ」の開催 認知症の方やその家族が集まって、悩みを相談したり介護の情報を得たりと、交流ができるよう開催する。【25 千円】</p> <p>④ はいかい SOS ネットワークへの協力 認知症によるはいかいなどで行方不明になった方を早期に発見するための「橿原市はいかい SOS ネットワーク」に協力し、関係機関間での情報共有を図り、地域全体で認知症の方やその家族への支援を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>毎月第 3 水曜日 13:30～15:30</p> <p>随時</p>
<p>2. 認知症に関する周知・啓発</p>	<p>① 認知症講座の開催 地域住民等への啓発の場として、認知症講座を開催し、認知症の早期発見と早期治療や認知症予防の取組の重要性を発信する。【544 千円】</p> <p>② 市民への周知・啓発活動 広報紙やホームページなどを通じて、積極的に認知症予防やセンターの取組情報を発信する。また、市役所や図書館などにおいてパネル展示を行い周知・啓発活動を展開する。</p>	<p>平成 29 年 9 月</p> <p>随時</p>
<p>3. 認知症サポーターの養成</p>	<p>① 認知症の方やその家族を地域で見守り、支援するため「認知症サポーター」を養成する。 【124 千円】</p> <p>1) 認知症サポーター養成講座</p> <p>2) 認知症サポーターステップアップ講座</p> <p>② 認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成促進と活動支援を行う。</p>	<p>随時</p> <p>平成 29 年 11 月</p> <p>随時</p>

3. 質の高い福祉サービスを提供します

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
(1) 公的な在宅福祉サービスを提供します		
介護事業所の経営	① 利用者の減少や介護報酬の改定等の状況においても、安定した事業所の経営を行うため、社協における事業所の魅力を最大限に引き出し、利用者の増加を目指す。 ② 介護保険法その他法令等を遵守し、橿原市における福祉サービスの一翼を担うとともに、各介護保険事業所の模範となるよう努める。 ③ 全社協・地域福祉推進委員会がとりまとめた「社協・介護サービス事業推進方針 2015」を推進し、地域福祉との連携を図り、社協らしい介護サービス事業の展開を図る。 ④ サービスを提供するヘルパーが不足している現状から、その確保と、サービス提供責任者やベテランヘルパーから新任のヘルパーに介護技術等の伝承を図ることにより、サービスの質の向上に努める。また、利用者の生活の更なる向上を目指し、ヘルパーの専門的な知識と技術の習得を支援する。	随時 随時 随時 随時
(訪問介護事業)		
1. 要介護者へのホームヘルプサービスの実施	要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。【24, 125 千円】	随時
2. 要支援者へのホームヘルプサービスの実施	要支援状態にある高齢者等（利用者）に対し、適切な第一号訪問事業を提供する。利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持・改善と、要介護状態への予防をし、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。【15, 160 千円】	随時
(障害福祉サービス事業)		
1. 障がい者（児）へのホームヘルプサービスの実施	① 居宅介護事業 障がい者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行うほか、通院時に必要な介助を行う。【8, 898 千円】 ② 重度訪問介護事業 重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方の身体介護や家事援助、移動の介護、見守り等生活全般を支援する。【3, 259 千円】	随時 随時

<p>(移動支援事業) 1. 移動支援事業の実施</p>	<p>③ 同行援護事業 視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。【2,937千円】</p> <p>市からの委託を受け、障がい者（児）が安心して社会活動に参加できるよう移動支援サービスを提供する。【829千円】</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>(2) 地域包括支援センターの充実を図ります</p>		
<p>地域包括支援センターの運営【重点】</p>	<p>① 地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。【63,408千円】</p> <p>② 保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、それぞれが連携を図ることにより、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療等さまざまな悩み・疑問・相談ごとに総合的に対応する。</p> <p>③ 社会福祉法人や医療法人の協力を得て、地域における高齢者の総合相談窓口としてランチ『かしはら街の介護相談室』を設置し、連携して取り組むことでセンターの機能強化を図る。【20,880千円】</p> <p>1) 『かしはら街の介護相談室』（小学校区） 高齢者が生活するうえで個人が抱える介護などの困りごと（個別生活課題）の解決に取り組む。</p> <p>2) 『かしはら街の介護相談室』（中学校区） 個別生活課題を集約し、地域全体の生活課題として捉え、高齢者が生活するうえでの地域の課題の解決に取り組む。</p> <p>3) ブランチ連絡会を定期的開催し、ランチ間の情報共有を図るとともに、その活動の向上を目指す。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>毎月1回</p>
<p>(包括的支援事業) 1. 総合相談・支援事業の実施</p>	<p>① 地域の高齢者やその家族からの初期段階での相談対応や専門的・継続的な相談支援を行う。また、その実施に当たって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の状況把握を行う。</p> <p>② 要介護状態の患者が病院から在宅へ退院する際、ケアマネジャーへの着実な引き継ぎが求められている。病院と患者の切れ目のない連携を目指して、退院調整ルール及び入退院連携マニュアルに基づき、病院から地域へスムーズな在宅移行ができるよう支援する。【新規】</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>

2. 権利擁護事業の実施	<p>① 成年後見制度の利用促進や老人福祉施設等への措置の支援、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用等により、高齢者が自身の権利を理解し、行使できるよう支援する。</p> <p>1) 支援困難事案対応チームとの連携 2) 橿原市消費生活センターとの連携 3) 老い支度講座の開催</p> <p>② 橿原市や関係機関との連携を密にし、高齢者虐待の早期発見と早期対応を行うことで高齢者虐待の防止を図る。</p> <p>1) 高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加</p> <p>③ 地域住民等への啓発の場として、高齢者虐待に関する研修会を開催し、その理解を深めてもらう。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、地域における相談支援体制と相談窓口の周知を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時 随時 平成 29 年 6 月 随時</p> <p>平成 30 年 1 月</p>
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施	<p>包括的・継続的な支援体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築を行う。また、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。</p>	随時
(介護予防支援事業)		
1. 介護予防支援事業の実施	<p>① 指定介護予防支援 要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。【34,619 千円】</p> <p>② 第一号介護予防支援 要支援者や近い将来要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者が、介護予防及び生活支援を目的に、心身の状況等に応じて適切な事業が提供されるよう、介護予防ケアマネジメント計画を作成するとともに、その計画に基づく介護予防ケアマネジメントの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。【35,277 千円】</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>

4 地域をサポートするボランティアを養成します

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
(1) 市民活動・ボランティア活動を支援します		
(ボランティア推進事業)		
1. ボランティア活動の支援	ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取扱い、安心して活動できるよう支援する。【1,295千円】	随時
2. コミュニティ自動車の貸与	地域福祉推進委員会が実施する活動や事業等への利用者の送迎のため、社協の車両をコミュニティ自動車として貸与する。	随時
3. ボランティア情報の発信	広報紙やホームページなどを通じて、積極的に福祉・災害関連のボランティア情報を発信する。	随時
(2) 福祉教育を推進します		
(ボランティア推進事業)		
1. 福祉教育の推進	市内の小・中学校を福祉教育推進校として指定し、地域に根ざしたボランティア活動の実践を通じて福祉教育を推進することにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深め、思いやりとやさしさを養う。【1,140千円】	随時
(3) 災害に備えボランティアを育成します		
(ボランティア推進事業)		
1. 災害ボランティアセンター運営者養成講座	災害時におけるボランティアの受援体制の確立のため策定した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、講座を開催し、センターの運営者を養成する。【121千円】	平成30年2月
2. 災害ボランティアセンター運営者の組織化【新規】	これまでの養成講座を受講し、センター運営者として登録した方を対象に、災害が起きたときのセンターの円滑な立ち上げから継続性のある運営までを支える核となるよう、センター運営者の組織化に取り組む。	平成30年2月

5 福祉のまちづくりのため社協の基盤を強化します

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
(1) 責任ある社会福祉法人として適切な組織運営を行います		
(法人運営事業)		
1. 理事会・評議員会等の開催【重点】	<p>① 会務の円滑な運営と経営方針を明確にし、事業活動を展開していくため開催する。【38千円】</p> <p>② 執行業務の意思決定機関である理事会、重要事項の議決機関である評議員会の責任体制の明確化と機能強化を図る。(理事13名、評議員15名、評議員選任・解任委員会委員4名)</p> <p>1) 理事会(5月、6月、9月、3月)</p> <p>2) 評議員会(6月、9月、3月)</p> <p>3) 評議員選任・解任委員会(理事会の提案により開催)</p> <p>③ 社会福祉法人制度改革により経営組織のガバナンスの強化が求められている。改正社会福祉法及び新定款に基づき、理事会や評議員会を開催し、牽制機能やチェック体制の強化を図る。</p> <p>④ 理事の職務の執行について、監事による監査を実施する。(監事2名)</p> <p>1) 監査の実施(5月)</p>	
2. 役員等研修の実施	組織力を高めるとともに、今後の事業展開の参考となるよう役員等の研修を行う。【191千円】	平成29年9月
3. 会員制度の推進	<p>① 社協の活動が地域住民の参加・協力・支援によって展開していくための制度として、また安定した財源確保のため、会員制度についての周知を図り、会員の増強に努める。また、新たな構成団体に会員加入を呼び掛ける。【550千円】</p> <p>② 会員に対し、社協の活動状況等の周知のため会報誌を発行するとともに、会員であることの意識啓発に努める。</p>	随時 随時
4. 他の社会福祉法人との連携	<p>① 社会福祉法人の責務として求められる地域における公益的な取組に対し、奈良県社会福祉法人共同事業(まほろば幸いネット)の枠組みを活用し、他の社会福祉法人との連携やその取組を支援する。【重点】</p> <p>② 奈良県社協と県内市町村社協とにおいて締結している「災害時の相互支援活動に関する協定」により、災害が発生した場合は、平常時からの各社協のネットワークを活かし、相互に協力・連携して災害支援活動を行う。</p>	随時 随時

(2) 経営の基盤強化と透明性の確保を図ります		
(法人運営事業)		
1. 提供する福祉サービスの向上	地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上に努める。	随時
2. 事業運営の透明性の向上	① 社会福祉法人会計基準及び経理規程に基づき、適正な会計や税務の処理を行い、透明性のある社協経営に努める。 ② 社会福祉法人制度改革の趣旨である公益性・非営利性を確保する観点から、地域住民に対する説明責任を果たすため、計算関係書類等の備え置きや、インターネットにより計算書類等を公表する。その他、積極的な情報公開を行うとともに、個人情報等の情報管理体制を徹底し、住民にわかりやすく、信頼される事業運営に努める。	随時 随時
3. 財務規律の強化	① 社会福祉充実残額の算出【新規】 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)を明確にする。 ② 社会福祉充実計画の作成【新規】 上記により、社会福祉充実残額が発生した場合は、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(社会福祉充実計画)を作成する。	平成 29 年 5 月 平成 29 年 6 月
(善意銀行運営事業)		
1. 善意銀行の運営	広く善意の寄付を受け、社会福祉を目的とする事業に有効活用することにより、地域福祉の推進を図る。【1,400 千円】	随時
(善意銀行預託金事業)		
1. ひとり親家族交流バスツアーの実施	善意銀行への寄付金を活用し、ひとり親家庭の児童とその家族等の余暇の充実と交流等を目的に日帰りバスツアーを実施する。【106 千円】	平成 29 年 7 月
2. 障がい者交流事業への協力	障がい者の社会参加の促進や交流の場づくりを目的とした「障がい者ふれあいデー」(檀原市主催)に参加・協力し、支援する。【50 千円】	平成 29 年 12 月
(3) 職員の人材育成に取組み、意識改革や能力開発を推進します		
(法人運営事業)		
1. 職員の人材育成	① 時代の変化に的確に対応できるよう、職員の人材育成に取組み、意識改革と能力開発を推進する。また、より一層の資質向上を図り、「やる気」を引き出すための人事評価を引き続き実施する。	随時

2. 衛生委員会の開催	<p>② 研修の体系化を図り、外部研修を積極的に活用するとともに、組織の課題に応じた職場内部研修を実施する。また、業務を通じた能力の向上（OJT）にも取り組む。</p> <p>① 職員の健康障害の防止や健康の保持増進を図るとともに、職場環境の維持・改善や福利厚生の実施のため開催する。</p> <p>② 職員のメンタルヘルス不調を防ぎ、いきいきとした職場環境の実現のため、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施する。</p> <p>③ 自動車を運転する職員の安全運転意識を向上させるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と処理の迅速化を図るため、今年度から計画的に走行中の映像を記録するドライブレコーダーを設置する。【120 千円】【新規】</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>平成 29 年 8 月</p> <p>平成 29 年度・30 年度</p>
（４）コンプライアンスとリスクマネジメントの体制整備を図ります		
<p>（法人運営事業）</p> <p>1. 法令遵守体制の強化</p> <p>2. 事業継続のための体制強化</p>	<p>① 社会福祉法人としての責任を果たし、地域住民からの更なる信頼を得るため、不祥事故の防止と法令遵守の体制を強化する。</p> <p>② 法令遵守を維持するため、内部牽制の体制を整備するとともに、組織管理体制と業務管理体制を推進する。</p> <p>自然災害や大規模事故など社協運営に支障をきたすリスクに備え、日頃から事業継続のための体制強化に努める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
（５）将来を見据えたビジョンを検討します		
<p>（法人運営事業）</p> <p>1. 基本計画及び発展・強化アクションプログラムの進捗管理</p> <p>（地域福祉活動支援事業）</p> <p>1. 第 3 期地域福祉推進計画の進捗管理</p>	<p>基本計画及び発展・強化アクションプログラムの進捗管理を行うとともに、この推進と実効性の確保を図る。</p> <p>橿原市第 3 期地域福祉推進計画の進捗管理を行い、目標の達成を目指す。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
（６）社協を知ってもらうための啓発活動を実施します		
<p>（広報・啓発事業）</p> <p>1. 社協だより「いきいき」の発行</p> <p>2. ホームページによる情報発信</p>	<p>① 社協活動や共同募金活動等の普及宣伝と、これらの活動への市民の参加と協力を得るため、福祉情報を発信する。【1, 446 千円】</p> <p>② 職員による広報編集委員会において検討を重ね、より多くの市民に関心を持ってもらえるよう紙面づくりに努める。</p> <p>インターネットを活用し、タイムリーな社協活動の情報を発信する。</p> <p>http://ww9.sakura.ne.jp/</p>	<p>年 4 回発行（平成 29 年 4 月、7 月、10 月、平成 30 年 1 月） 全戸配付</p> <p>随時</p>

3. ふれあい・いきいき祭～ 橿原市健康と社会福祉の 祭典～の開催	市と共同で、健康と社会福祉の啓発のため開 催し、社会福祉の増進に尽力された方々の顕彰 と、社協活動や地域包括支援センターの取組、 共同募金活動等の周知を行う。【846 千円】	平成 29 年 10 月
4. 春の神武祭参道パレード への参加	春の神武祭参道パレードに参加し、社協活動 や共同募金活動をアピールする。【29 千円】	平成 29 年 4 月 8 日
5. あらゆる機会を活用した 地域での啓発活動の実施	社協や地域包括支援センターの日常業務を通 じて地域住民に対する啓発を行う。	随時